

避難所におけるペットの受入れに関するガイドライン（市町村向け）

施行 平成30年 3月22日

改正 令和 2年10月 6日

避難所におけるペットの飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

## 1 基本事項

災害発生時やそのおそれがある時は、身の危険が差し迫った状況で、避難者がペットの同行を理由に避難所への入場を断られたり、来場をためらうようなことは、避けなければならない。避難所を設置する市町村は、ペット同行避難者が来ることを想定して対策を立てる必要がある。

### (1) 発災直後（0日～3日）

避難所に多くの避難者が来場する時期であり、避難者と同伴したペットも多く集まることが想定されるが、ペット同伴者とその他の避難者を分けることで、ペットによるトラブルを回避することができる。

避難所に、居室可能な部屋が複数ある場合は、ペット同行避難者を受入れる専用の部屋を確保できるよう、事前に施設管理者と調整しておくこと。また、居室が一部屋しかない場合には、最初のペット同伴者を確認した段階で、その部屋を分割してペット同伴者用のスペースを確保することが望ましい。

#### <ペットによるトラブルの例>

- ・放し飼い、鳴き声、においの発生、毛や排泄物の処理に係る苦情の発生
- ・アレルギー、ノミ等による人的被害の発生又はそのおそれ

### (2) 応急期（4日～1週間）

この時期になると、避難者の中には、帰宅したり、別の場所へ移動したり、ペットを誰かに預ける者が出始め、避難所でのペット数は減少し、避難所によってはペットがいなくなる場合も想定される。

市町村は、この時期を捉えて避難所でのペット受入れを、個々の避難所で継続するか、他の避難所に集約するかを判断することが望ましい。

受入れを継続する避難所では、避難者間のトラブルを回避するため、次のいずれかの対応を図ることが望ましい。

- ①ペット同行避難者の専用部屋等を確保する。
- ②避難者と、ペットを保管する場所を分ける。

いずれの対応を図る場合も、事前に施設管理者と調整しておけば、円滑な対応を図ることが可能である。

(3) 復旧期 (1週間～1か月)

この時期に、避難所でペット同伴している避難者は、仮設住宅等の住居に入居するまでの間、避難所でペットとの同伴状態を継続することになる。

同伴状態が長くなることに伴って、思わぬトラブルが発生することが想定される。

このため、避難所では(2)の①～②のいずれかの取扱いを徹底し、トラブルを回避するよう努めることが望まれる。

2 受入れ可能なペット等

(1) ペットとは、家庭動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。

(2) 原則として、避難所の運営者は、次の動物について受入れを断ることができる。

① 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以下、「法」という。)第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録されている業者が飼養又は保管している動物。

② 法第25条の2で定められている特定動物。

③ その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受入れが困難と認められた動物。

(3) 受入れるペットについては、首輪に迷子札(犬については鑑札及び狂犬病予防注射済票)が装着されていること又はマイクロチップを挿入していること。

(4) 避難所の運営者が、市町村に未登録又は狂犬病予防注射未実施の犬を探知した場合は、市町村への登録及び注射の実施について指導すること。

(5) 避難所の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断を受け、必要な措置を講じるように助言すること。

3 避難所の受入れ体制等

(1) 避難所の運営者は、飼い主に対してペットの放し飼いの禁止、無駄吠えや噛み付きの防止及びペットに付着したノミ・ダニの駆除を指導すること。

(2) 避難所の運営者は、避難所にペットを受入れる際には、ペット同行避難者と常時連絡が取れるよう名簿(別紙)を作成し、ペットの個体識別を行うとともに、感染症予防の観点から、できるだけ人とペットの収容場所を区分するよう努めること。

(3) 避難所の運営者は、ペットの飼い主が、避難所外で動物の受入れを行っている動物愛護団体等にペットを預けたかどうかについて、できるだけ情報収集に努めること。

4 避難所における遵守事項

(1) 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。

(2) 避難所の運営者は、ペットの飼育者に対して運営者の指示に従うよう指導すること。

(3) ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないよう心がけるとともに、避難所の運営者も、衛生管理について飼い主に対して指導すること。

(4) 原則として、避難所の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内

(参考資料1)

におけるむやみな繁殖を抑えるような措置を行うことが望ましい。  
(5) その他、避難所の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

## 5 例外事項

身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

<参考>

環境省HP・ペットの災害対策

URL [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/disaster.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html)



## 応急仮設住宅におけるペットの受入れに関するガイドライン

施行 平成30年 3月22日

改正 令和 2年10月 6日

応急仮設住宅内におけるペットの同居飼育に関する運用については、本ガイドラインを参考にしてください。

### 1 基本事項

応急仮設住宅の運営者は、入居者からペットの同居飼育について要望があることを想定して、できる限り応急仮設住宅でペットを受入れる対策を立てる必要がある。

### 2 受入れ可能なペット等

- (1) ペットとは、家庭動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。
- (2) 応急仮設住宅の運営者は、次の動物について受入れを断ることができる。
  - ① 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以下、「動物愛護法」という。)第10条第1項に定める第一種動物取扱業に登録されている業者が飼養又は保管している動物
  - ② 動物愛護法第25条の2で定められている特定動物
  - ③ その他、人に対して生命、身体又は財産に対する侵害が疑われる等、受入れが困難と認められた動物
  - ④ 狂犬病予防注射未実施、かつ市町村に未登録の犬
- (3) 受入れるペットについては、首輪に迷子札(犬については鑑札と狂犬病予防注射済票)が装着されていること又はマイクロチップを挿入していること。
- (4) 応急仮設住宅の運営者が、明らかに負傷しているペットを見かけた際は、獣医師の診断を受けさせ、必要な措置を講じたことを確認した上で、同居飼育を認める。

### 3 受入れ手続き

- (1) 応急仮設住宅の運営者は、応急仮設住宅においてペットの飼育を希望する飼い主に対して、その旨を届けさせること。(別紙様式)
- (2) 応急仮設住宅の運営者は、飼い主に対して応急仮設住宅の集合単位ごとに「飼い主の会」を設立させ、そこで、ペットを飼育していない住民の相談窓口及び飼い主同士の情報交換の場とするなど、住民間の不安解消に努めるよう助言すること。
- (3) 応急仮設住宅の運営者は、飼い主に対して、ペットの個体識別措置を実施するように助言すること。

### 4 応急仮設住宅同居飼育における遵守事項

- (1) 飼い主は、ペットの健康状態等における責任を負うこと。
- (2) 応急仮設住宅の運営者は、飼い主に対して運営者の指示に従うよう指導すること。
- (3) ペットの飼い主は、感染症や排せつ物等公衆衛生上危害を及ぼすような飼育をしないこと。また、応急仮設住宅の運営者は、衛生管理について飼い主に対して指導する

こと。

- (4) 応急仮設住宅の運営者は、犬猫について、雌雄を分けて収容する等、施設内におけるむやみな繁殖を制限するよう努めること。
- (5) その他、応急仮設住宅の運営者は、飼い主との情報共有を図ること。

## 5 例外事項

身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）により身体障害者補助犬と認められた犬については、本ガイドラインの例外とする。

<参考>

環境省HP・ペットの災害対策

URL [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/disaster.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html)

応急仮設住宅内ペット飼育届出書

年 月 日

市町村長（応急仮設住宅運営者） 殿

|                |  |
|----------------|--|
| 氏 名            |  |
| 住 民 票<br>所 在 地 |  |
| 応急仮設住宅<br>所在地  |  |
| 電 話 番 号        |  |

応急仮設住宅内におけるペットの同居飼育について、次のとおり届出を行います。

|            |  |
|------------|--|
| 1 飼育動物の種類  | 動物種： 犬 ・ 猫 ・ その他<br>種 類：<br>個体数：   |
| 2 飼育動物の特徴  | 性 別： オス ・ メス<br>体 重： kg<br>避妊・去勢の有無： 実施済み ・ 未実施<br>その他：( )   |
| 3 予防接種の有無  | 狂犬病ワクチン接種： 有 ・ 無<br>感染症予防ワクチン接種： 有 ・ 無<br>具体的なワクチン種類：( )<br>ノミ・ダニ・寄生虫等駆除状況： 実施済み・未実施<br>駆除の措置内容及び時期<br>( ) |
| 4 個体識別の有無  | 個体識別： 有 ・ 無<br>個体識別方法<br>( )   |
| 5 治療中疾病の有無 | 持 病： 有 ・ 無<br>疾病名<br>( )   |
| 6 問題行動の有無  | 問題行動： 有 ・ 無<br>具体的な内容<br>( )   |

(参考資料2別紙)  
(誓約内容は裏へ)

## 応急仮設住宅内ペット飼育についての誓約（案）

応急仮設住宅内におけるペット飼育について、次の内容を遵守します。

- 1 ペットは、原則、室内での飼育を心がけます。やむを得ず、屋外で飼育する場合であっても、近隣住民に迷惑をかけないように飼育し、近隣住民から苦情があった場合は、速やかに対応します。
- 2 野外飼育又は散歩時には、必ずリード等の装着によりペットを十分コントロールできるように心がけるとともに、放し飼いは絶対にしません。また、野外で排せつをした場合は、その排せつ物は放置せずに持ち帰る等適切に措置します。
- 3 飼育しているペットの逸走等に備え、必ず迷子札の装着等個体識別可能な措置を実施します。
- 4 伝染病のまん延防止のため、定期的に予防接種等を行い、ペットに何らかの異常が認められた場合は、速やかに獣医師の診察を受けます。
- 5 鳴き声や臭い等、人に対して不快なストレスを与えないよう、日頃からペットに対しての衛生管理を心がけます。
- 6 問題行動により人へ迷惑をかけないように心がけます。
- 7 応急仮設住宅の集合単位ごとに設立されている「飼い主の会」に参加します。また「飼い主の会」の一員として、応急仮設住宅の運営者及びペットを飼育していない住民からの相談窓口となり、住民間の不安を解消するようにします。

年 月 日

署 名 :



生衛第 号  
令和 年 月 日

県内被災市町村長 殿

岡山県保健福祉部長  
(岡山県動物救護本部長)

避難所におけるペット同行避難者の配慮について

このことについて、平成30年3月環境省発行の冊子「人とペットの災害対策ガイドライン」では、過去の災害を参考に、避難所におけるペット同行避難者の受入れについて事例を紹介しており、県においても、令和2年10月6日に「岡山県災害時動物対応要綱」等を作成し、逐次、マニュアル等の改訂を行っているところです。

これらを参考に、避難所におけるペット同行避難者の受入れについて御配慮いただくとともに、対応に苦慮するような場合にあっては、関係機関に御相談いただきますよう、よろしく申し上げます。

<関係機関>

- ・動物の保護収容に関する事、ペット同行避難者の受入れに関する事  
動物取扱業及び特定動物に関する事

岡山県動物愛護センター

電話 086-724-9512

- ・負傷した動物の治療に関する事、ペットの病気に関する事

公益社団法人 岡山県獣医師会

電話 086-243-1879

- ・その他、動物関係の相談に関する事

岡山県保健福祉部生活衛生課

電話 086-226-7338

## 支援物資払出確認票

住所  
氏名

| 物 品 名                    | 個 数 等                |
|--------------------------|----------------------|
| ドッグフード(袋入)               | 大 袋 ・ 小 袋            |
| ドッグフード(缶入)               | 個                    |
| ドッグフード(アルミ容器入・試供品・おやつ等)  | 個                    |
| キャットフード(袋・箱入)            | 大 袋 ・ 小 袋 ・ 箱 個      |
| キャットフード(缶入)              | 個                    |
| キャットフード(アルミ容器入・試供品・おやつ等) | 個                    |
| ペットシート                   | 個                    |
| エチケット袋                   | 個                    |
| ペットタオル                   | 個                    |
| ペットティッシュ                 | 個                    |
| 首 輪                      | 個                    |
| リ ー ド                    | 本                    |
| 食 器                      | 紙 個 ・ ステンレス 個 ・ 陶器 個 |
| ゲ ー ジ                    | 大 個 ・ 中 個 ・ 小 個      |
| 毛布・タオル等                  | 枚                    |
| その他( )                   |                      |

年 月 日( ) 上記確認済  
所属  
氏名

生衛第 号  
令和 年 月 日

県内被災市町村長 殿

岡山県保健福祉部長  
(岡山県動物救護本部長)

応急仮設住宅におけるペット同行避難者の配慮について

このことについて、平成30年3月環境省発行の冊子「人とペットの災害対策ガイドライン」では、過去の災害を参考に、応急仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れについて事例を紹介しており、県としても、岡山県でも令和2年10月6日に「岡山県災害時動物対応要綱」等を作成し、逐次、マニュアル等の改訂を行っているところです。

これらを参考に、応急仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れについて御配慮いただくとともに、対応に苦慮するような場合にあっては、関係機関に御相談いただきますよう、よろしくお願いします。

<関係機関>

- ・動物の保護収容に関する事、ペット同行避難者の受入れに関する事  
動物取扱業及び特定動物に関する事

岡山県動物愛護センター

電話 086-724-9512

- ・負傷した動物の治療に関する事、ペットの病気に関する事

公益社団法人 岡山県獣医師会

電話 086-243-1879

- ・その他、動物関係の相談に関する事

岡山県保健福祉部生活衛生課

電話 086-226-7338

岡山県動物救護本部関連活動団体認定申請書

年 月 日

岡山県動物救護本部長 殿

申請団体名

代表者名

団体所在地

岡山県動物救護本部の活動に賛同し、次のとおり、被災ペットやその飼い主の救護に寄与する活動を行いたいので、活動団体としての認定をしていただきますよう、お願いします。

|                |   |
|----------------|---|
| 活動期間           | 年 月 日 ~ 年 月 日   |
| 活動場所<br>(住所)   |   |
| 活動人数<br>(延べ人数) |   |
| 活動計画           |   |
| 経費総額<br>(概算)   |   |
| 経費負担           | 全額団体負担 ・ 一部団体負担 ・ 負担なし<br>「一部団体負担」または「負担なし」の場合は、負担しない活動経費の財源を記入すること。<br>( ) |

※活動計画は、別添書類により代えることも可能。

岡山県動物救護本部関連活動 実施報告書

年 月 日

岡山県動物救護本部長 殿

認定団体名

代表者名

団体所在地

|        |               |
|--------|---------------|
| 活動期間   | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 活動場所   |               |
| 実質活動人数 | 人             |
| 活動報告   |               |

※活動報告は、別添書類により代えることも可能。

令和〇〇年〇〇被災ペット・迷子



掲載日：〇〇年〇月〇日

保管期間：〇〇年△月△日

管理番号：〇〇〇

動物の種類：

犬(猫)種：◆◆

毛色：〇〇

性別：○

年齢：○歳～□歳

捕獲場所：〇〇市〇町

備考：

おとなしく人懐こい性格。

すぐに寝転がってお腹を見せます。

迷子期間終了後は譲渡機関に

連絡先：岡山県動物愛護センター

電話番号 086-724-9512